

証券コード 5013
2021年6月8日

株主各位

東京都大田区千鳥2丁目34番16号
ユシロ化学工業株式会社
代表取締役社長 大胡 栄一

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を最優先とし、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

- 例年、当社役員が株主の皆様と直接対話させていただく貴重な機会として株主総会終了後に開催しております株主懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に引き続き中止とさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場の座席は、通常より間隔を広げて設置いたします。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会の議事は簡略化し、時間を短縮する予定です。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。

皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都港区高輪4丁目10番30号

品川プリンスホテル メインタワー32階「アクアマリン32」

3. 目的事項

報告事項 第88期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件

以 上

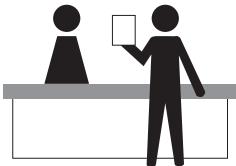
-
- 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yushiro.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - 本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yushiro.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - (1) 連結株主資本等変動計算書
 - (2) 連結計算書類の連結注記表
 - (3) 株主資本等変動計算書
 - (4) 計算書類の個別注記表

議決権行使に関するお願ひ

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の2つの方法がございます。

株主総会ご出席

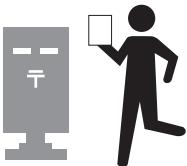


会場は品川プリンスホテルでございます。同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日（木）
午前10時

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水）
午後5時30分到着

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	32
連結計算書類	
連結貸借対照表	55
連結損益計算書	56
計算書類	
貸借対照表	57
損益計算書	58
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	… 59
会計監査人の監査報告書	… 61
監査等委員会の監査報告書	… 63

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願い致したいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当
1	大胡栄一 おおご もりいち 再任	代表取締役社長
2	有坂昌規 ありさか まさのり 再任	常務取締役 営業統括本部長 アセアン・インド統括責任者
3	菊池慎吾 きくち しんご 再任	常務取締役 コーポレート統括本部長
4	高橋誠司 たかはし せいじ 再任	取締役 研究本部長 兼 テクニカルセンター長
5	小林一重 こばやし かずしげ 新任	南北アメリカ統括責任者
6	中野雅文 なかの まさみ 再任 社外 独立	取締役

おお ご
えい いち

候補者番号 1 大 胡 栄 一 (1956年10月17日生)

所有する当社の株式数 41,100株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
 2005年 4月 当社技術本部技術1部長
 2006年 4月 当社営業本部大阪支店長
 2008年 4月 当社技術本部第1技術部長
 2009年 4月 当社営業技術統括本部技術本部長兼研究部長
 2009年 6月 当社取締役営業技術統括本部技術本部長兼研究部長
 2010年 4月 当社取締役（技術開発部門担当）
 2011年 1月 当社代表取締役社長（技術開発部門担当）
 2011年 4月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由：大胡栄一氏は、2011年に当社代表取締役に就任して以来、優れた人格、見識及び豊富な経験を活かして当社グループ全体の経営を指揮し、かつ取締役会の議長として建設的かつ自由闊達な議論を促す等取締役会の意思決定の機能を強化する重要な役割を果たしております。これらの経験及び実績に鑑み、今後も当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

あり さか まさ のり

候補者番号 2 有 坂 昌 規 (1965年11月21日生) 所有する当社の株式数 17,000株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
 2010年 4月 当社中日本統括部部長
 2012年 2月 ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
 2012年 4月 当社アセアン・インド統括責任者
 ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
 2013年 6月 当社執行役員アセアン・インド統括責任者
 ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
 2014年 4月 当社執行役員IL事業統括本部長
 アセアン・インド統括責任者
 ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
 2014年 6月 当社取締役IL事業統括本部長
 アセアン・インド統括責任者
 ユシロ（タイランド）Co.,Ltd.社長
 2017年 6月 当社常務取締役IL事業統括本部長
 アセアン・インド統括責任者
 2020年 4月 当社常務取締役営業統括本部長（現任）
 アセアン・インド統括責任者（現任）

取締役候補者とした理由：有坂昌規氏は、長年当社の営業部門の要職に携わり、また、幅広い豊富な実務経験をもとにアセアン・インド地域の責任者として同地域の当社グループの持続的成長に貢献してきました。これらの経験及び実績に鑑み、今後も当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

きく ち しん ご
候補者番号 3 菊 池 慎 吾 (1959年5月19日生) 所有する当社の株式数 14,200株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
2005年 4月 当社技術本部技術3部長
2009年 4月 当社営業技術統括本部技術本部技術部長
2010年 4月 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.副社長
2012年 4月 当社グローバル経営企画部長
2012年 6月 当社執行役員グローバル経営企画部長
2014年 4月 当社執行役員経営企画室長
2016年 6月 当社取締役経営企画室長
2017年 6月 当社取締役コーポレート統括本部長
2018年 6月 当社常務取締役コーポレート統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由：菊池慎吾氏は、長年当社の研究開発部門、経営企画部門の要職に携わり、また、幅広い豊富な実務経験をもとに北米地域の統括及び当社のグローバル経営の推進に貢献してきました。また、2017年からはコーポレート統括本部長として財務、経営企画及び人事総務などの部門を統括しリーダーシップを発揮しております。これらの経験及び実績に鑑み、今後も当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4 高 橋 誠 司 (1967年1月10日生) 所有する当社の株式数 6,600株



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年 4月 当社入社
2006年 1月 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.出向
2012年 2月 当社営業部門中日本統括部長
2014年 4月 当社執行役員IL事業統括本部西日本事業部長
2016年 4月 当社執行役員IL事業統括本部技術部門担当役員
2016年 7月 当社執行役員IL事業統括本部技術部門担当役員
研究本部長兼テクニカルセンター長
2017年 6月 当社取締役IL事業統括本部技術部門担当役員
研究本部長兼テクニカルセンター長
2020年 4月 当社取締役研究本部長兼テクニカルセンター長（現任）

取締役候補者とした理由：高橋誠司氏は、アメリカ子会社での業務経験があり、長年当社の営業部門及び研究開発部門の要職に携わり、また、幅広く豊富な実務経験をもとに当社のグローバル経営の推進に貢献してきました。これらの経験及び実績に鑑み、今後も当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5 小林一重 (1963年7月24日生) 所有する当社の株式数 2,134株



新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年4月 当社入社
- 2002年4月 ユシロジェットケミカルズSdn.Bhd. (現 ユシロマレーシアSdn.Bhd) 出向
- 2004年9月 ユシロ (タイランド) Co.,Ltd.出向
- 2008年4月 当社営業本部営業本部室副室長
- 2012年4月 ユシロインディアカンパニーPvt.Ltd.社長
- 2014年4月 当社IL事業統括本部IL事業統括室長
- 2017年7月 当社執行役員IL事業統括本部IL事業統括室担当役員
- 2021年2月 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.出向
- 2021年4月 当社執行役員南北アメリカ統括責任者 (現任)
ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.社長CEO (現任)
クオリケムInc.CEO (現任)

取締役候補者とした理由：小林一重氏は、海外子会社での業務経験が豊富であり、長年当社の営業部門の要職に携わり、また、幅広い豊富な実務経験をもとに当社のグローバル経営の推進に貢献してきました。これらの経験及び実績に鑑み、当社の持続的成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といったしました。

候補者番号 6 中野雅文 (1955年12月18日生) 所有する当社の株式数 一



再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年4月 東洋工業(株) (現 マツダ(株)) 入社
- 2006年4月 同社執行役員防府工場長
- 2010年4月 同社執行役員広島本社工場長
- 2012年6月 同社執行役員品質本部長
- 2013年6月 同社常務執行役員商品品質・ブランド品質担当
- 2015年6月 (株)日本能率協会コンサルティング TPMコンサルティングカンパニー TPMコンサルタント
- 2018年4月 同社TPMコンサルティング事業本部 プロフェッショナルアドバイザー TPMコンサルタント (現任)
- 2019年6月 当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

- (株)日本能率協会コンサルティング TPMコンサルティング事業本部
プロフェッショナルアドバイザー TPMコンサルタント

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：中野雅文氏は、長年にわたりマツダ株式会社にて要職を歴任後、コンサルタント業務に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験及び実績に鑑み、当社グループの経営にご指導・ご助言いただくことにより当社の持続的成長と企業価値向上に寄与いただけたと判断し、引き続き社外取締役候補者といったしました。

- (注) 1 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2 中野雅文氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 中野雅文氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 4 当社は、「社外役員の独立性基準」（同基準は9頁から10頁記載のとおりです。）を定め、この基準をもとに社外取締役候補者を選任しております。なお、当社は中野雅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
- 5 当社は、中野雅文氏との間において、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額としており、本総会において、同氏の再任が承認可決された場合、本契約を継続する予定であります。
- 6 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項」に記載のとおりです。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者が選任されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれられこととなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 7 小林一重氏の所有する当社株式の数は、従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

(ご参考)

社外役員の独立性基準

ユシロ化学工業株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社における社外取締役（以下、「社外役員」とします。）の独立性の基準を以下のとおり定め、社外役員が以下の事項のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- ① 当社又は当子会社（以下、「当社グループ」と総称します。）の業務執行者（注1）又は過去10年間（ただし、10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行者（注2）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注3）又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（注4）又はその業務執行者
- ④ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- ⑦ 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士事務所又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑧ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成（注6）を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑨ 当社の主要株主（注7）（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者又は非業務執行者）
- ⑩ 当社グループが主要株主（注7）である会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑪ 当社グループから取締役又は監査役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者又は非業務執行者
- ⑫ 過去5年間において、上記②から⑪までのいずれかに該当していた者
- ⑬ 上記①から⑫までのいずれかに該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る。）の配偶者又は二親等内の親族
- ⑭ その他当社グループと実質的な利益相反関係が生じる恐れのある者

注1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じるもの及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称します。）をいいます。

注2 非業務執行者とは、非業務執行取締役、監査役又は会計参与（本基準において「非業務執行者」と総称します。）をいいます。

注3 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの製品若しくはサービスの提供額が、当該会社の年間連結売上高の2%以上である者をいいます。

- 注4 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループからの製品若しくはサービスの提供額が、当社の年間連結売上高の2%以上である者をいいます。
- 注5 多額とは、直近事業年度において、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の年間連結売上高若しくは年間総収入の2%以上であることをいいます。
- 注6 一定額を超える寄付又は助成とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える寄付又は助成をいいます。
- 注7 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する株主をいいます。
- 注8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員等の上級管理職にある使用人をいいます。

第2号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する石川拓哉氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等の決定は取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金は、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために贈呈するものであり、その金額は当社取締役退職慰労金規定に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定方法により算定するものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会から特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
石川 拓哉	2017年6月 当社取締役（現任）

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件

当社は、2018年（平成30年）6月26日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様より継続につきご賛同をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）につきまして、本プランの有効期間が本定時株主総会終結の時までであることから、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、2021年（令和3年）5月25日開催の当社取締役会において、本総会にて株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、本プランを継続することを決定いたしました。

本議案は、本総会にて株主の皆様から本プランの継続につきご承認をお願いするものであります。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、2024年（令和6年）6月開催予定の当社定時株主総会終結のときまでといたします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主や対象会社が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大規模買付提案に係る条件よりも有利な条件をもたらすために大規模買付提案者との協議・交渉を行うことを必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

当社は、自動車業界とその関連業界及びビルメンテナンス業界に対して高品質の製品と技術サービスを提供することで、ユーザー各社から高い信頼を得ている専業メーカーです。特に主力となる金属加工油剤関連事業においては、主要ユーザーである自動車業界の海外進出にもグループ各社を通じて対応する等国内外において展開を拡大しつつあります。これらを踏まえ、当社は、当社の企業価値の源泉が、長年にわたって独自に蓄積してきたノウハウ及び株主の皆様、従業員、取引先、顧客、地域社会、その他の当社の利害関係者との良好な関係性にあると考えております。したがって、大規模買付行為を行う者が、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらを中期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、上記Ⅰの基本方針を実現するために、以下のような活動に取り組んでおります。

1. I R活動

(1) 機関投資家・アナリスト向けに、本決算終了後、対面もしくはオンラインにて決算

説明会を実施

(2) 個人投資家向けに、ホームページ上で社長が決算の概要説明を実施

2. 中期経営計画の推進による企業価値の向上策

当社は、2021年度から2023年度までの第19次中期経営計画『RECOVER PLUS』を策定し、金属加工油剤の国内トップシェア企業として積み重ねてきた技術力、徹底した顧客ファーストの姿勢、そしてグローバル展開を活かし、2022年度までに2019年度実績に戻し、策定した戦略の効果を2023年度に売上高、利益ともに過去最高という形で実現する計画であります。

(1) 第19次中期経営計画『RECOVER PLUS』の基本方針

①経営基盤の強化

- ・金属加工油剤分野における自動車産業からの脱却
- ・ビジネスモデルの再構築

②収益性の改善

- ・航空機部品／医療部品市場への参入拡大
- ・ＩＣＴ技術活用による業務の合理化／効率化

③E S G戦略の推進

- ・環境目標の策定
- ・产学連携のさらなる推進
- ・資本効率を意識した経営

(2) 財務戦略

中長期的な企業価値向上そして持続的な成長に必要な設備、研究開発及び新規事業への投資、そして株主様への利益還元に対応する為、グループ資金の最適化、手元資金の流動性の改善及び財務安定性の維持を財務方針とし、連結ＲＯＥ8%達成を目標とする。

(3) 配当方針

企業価値向上と持続的な成長に繋がる投資を優先的に実行することが結果としてステークホルダー共通の利益に資する考えに加え、株主に対する利益還元についても経営の重要な施策とし、安定的・持続的に配当を行うことを方針とし、配当性向を30%以上とする。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、上記Ⅰに記載の基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社の株式等[1]の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付提案がなされた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、株主の皆様がかかる大規模買付提案に応じるべきか判断したりするために必要かつ十分な情報及び時間を確保すること、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付提案者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者の有する当社の議決権割合が希釈化する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される企業価値諮問委員会（以下「企業価値諮問委員会」といいます。その概要については別紙1をご参照ください。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における企業価値諮問委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付けその他の取得又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものと除きます。以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等[2]について、保有者[3]の株式等保有割合[4]が20%以上となる買付けその他の取得

(ii) 当社が発行者である株式等[5]について、公開買付け[6]を行う者の株式等所有割合[7]及びその特別関係者[8]の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面（代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件、留保等はなされてはならないものとします。以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(二) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第

三者への譲渡等、又は重要提案行為等[9]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。) を含みます。)

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日[10]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って、本必要情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会は、買付者等から買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値諮問委員会に送付します。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び企業価値諮問委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会又は企業価値諮問委員会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会又は企業価値諮問委員会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれ、本必要情報の一部に含まれるものとします。

(i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者[11]、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、実現可能性を含みます。）

(iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数

値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

(iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容

(vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的な内容

(viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営者候補（当社及び当社グループ会社と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針、事業計画（当社コア・ビジネス（金属加工油剤事業等）における顧客ニーズに沿った製品開発方針、日本国内外の販売方針、主要原材料の価格変動に対する方策、重要な取引先との良好な関係維持の為の方策等を含みます。）、財務計画、投資計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の待遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策

(xi) 反社会的勢力との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）及び関連性がある場合にはその詳細、並びに反社会的勢力に対する対処方針

(xii) その他当社取締役会又は企業価値諮問委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でその全部又は一部を開示いたします。

また、当社取締役会及び企業価値諮問委員会が買付者等による本必要情報の提供

が十分になされたと認めた場合には、取締役会はその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び企業価値諮問委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、延長する旨、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する企業価値諮問委員会の勧告

企業価値諮問委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。企業価値諮問委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付等に対する意見及びその根拠資料、代替案その他企業価値諮問委員会が必要と認める情報を提示するよう要求することができます。また、企業価値諮問委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、企業価値諮問委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経

當陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、企業価値諮問委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

企業価値諮問委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、企業価値諮問委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手續が遵守されている場合であっても、別紙3に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、対抗措置の発動を勧告する場合があります。なお、企業価値諮問委員会は、当該大規模買付等について、当該発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める企業価値諮問委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、企業価値諮問委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。当社取締役会において株主総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行い

ます。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び企業価値諮問委員会が適切と判断する事項について、また、株主総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び企業価値諮問委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会または株主総会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合、又は、(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、企業価値諮問委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置を発動する旨の議案が否決されるまで、又は対抗措置を発動しない旨の決議若しくは対抗措置の不実施に関する決議が可決されるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを用いる場合の本新株予約権の無償割当ての概要是、別紙 4 「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動が決議された後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することができます。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を

行った場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2024年（令和6年）6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、当該決議にあたって、企業価値諮問委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、隨時、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。なお、当社取締役会は、当該修正及び変更にあたっては、企業価値諮問委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、企業価値諮問委員会の勧告を最大限尊重するとともに、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止し、又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要

性・相当性確保の原則) を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しているものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として企業価値諮問委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して企業価値諮問委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、企業価値諮問委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役

で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（期差選任制をとっている会社において、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てを行う場合に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるもの、株主の皆様が保有する当社株式（潜在株式を含みます。）全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じること

を前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てを行う場合の株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した本新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

企業価値諮問委員会の概要

1. 企業価値諮問委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 企業価値諮問委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役又は(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、企業価値諮問委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 企業価値諮問委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該企業価値諮問委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 企業価値諮問委員会は、当社代表取締役又は各企業価値諮問委員が招集する。
5. 企業価値諮問委員会の議長は、各企業価値諮問委員の互選により選定される。
6. 企業価値諮問委員会の決議は、原則として、企業価値諮問委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、企業価値諮問委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、企業価値諮問委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 企業価値諮問委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に企業価値諮問委員会に諮問する事項
また、上記に加え、企業価値諮問委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 本必要情報の十分性の判断、本必要情報のうち追加で提供を要請する情報の判断
 - (3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (4) 取締役会評価期間の延長の検討・承認

(5) その他本プランにおいて企業価値諮問委員会が行うと定める事項

各企業価値諮問委員は、企業価値諮問委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 企業価値諮問委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付等に対する意見及びその根拠資料、代替案その他企業価値諮問委員会が必要と認める情報を提示するよう要求することができる。また、企業価値諮問委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、企業価値諮問委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 企業価値諮問委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

別紙2

企業価値諮問委員会委員の略歴（五十音順）

中野 雅文（なかの まさふみ）（1955年12月18日生）

- 1979年4月 東洋工業株式会社（現 マツダ株式会社）入社
- 2006年4月 同社執行役員防府工場長
- 2010年4月 同社執行役員広島本社工場長
- 2012年6月 同社執行役員品質本部長
- 2013年6月 同社常務執行役員商品品質・ブランド品質担当
- 2015年6月 株式会社日本能率協会コンサルティング
TPMコンサルティングカンパニー TPMコンサルタント
- 2018年4月 同社TPMコンサルティング事業部プロフェッショナルアドバイザー
TPMコンサルタント（現在に至る）
- 2019年6月 当社社外取締役（現在に至る）

升永 英俊（ますなが ひでとし）（1942年7月12日生）

- 1965年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
- 1973年6月 弁護士登録
- 1981年6月 米国首都ワシントンD.C.弁護士資格取得
- 1984年10月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得
- 2008年7月 TMI総合法律事務所パートナー（現在に至る）

宮村 智（みやむら さとる）（1946年11月26日生）

- 1969年7月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1994年7月 名古屋税関長
- 1998年6月 世界銀行理事（在 ワシントン）
- 2000年6月 日本電信電話株式会社取締役
- 2002年6月 同社常務取締役
- 2004年7月 駐ケニア特命全権大使（在 ナイロビ）
- 2007年10月 株式会社損保ジャパン総合研究所（現 SOMPO未来研究所株式会社）理事長 兼 株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）顧問
- 2009年5月 株式会社高島屋社外取締役
- 2009年8月 株式会社SBJ銀行代表取締役社長
- 2013年7月 株式会社SBJ銀行顧問
- 2014年6月 公益財団法人イオン環境財団評議員（現在に至る）
- 2015年1月 税理士法人みらい特別顧問（現在に至る）

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の取得に係る条件（対価の種類、対価の金額又は算定根拠、時期、方法その他の条件の具体的な内容、違法性の有無及び実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社の企業価値の源泉である株主の皆様、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数の数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主（当社を除きます。）に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者[12]、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者[13]、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは、(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者[14]（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

[1] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。

[6] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

[7] 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

[8] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

[9] 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

[10] 営業日とは、行政機関の休日にに関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

[11] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保

有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

[12] 当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味します。以下本注において同じとします。）の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[13] 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の3第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[14] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、急速に収束した中国を除き新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウンや各国が実施した感染拡大防止策の影響により4月から6月にかけて停滞致しました。その後防止策の効果もあり経済自体は緩やかに回復しておりますが、収束の兆しはいまだ見えず、今後の先行きについては依然不透明な状況にあります。また日本経済は、2020年5月の緊急事態宣言解除後は製造業を中心に徐々に回復しているものの、2021年4月には3度目の緊急事態宣言が出されるなど未だ収まる気配のない新型コロナウイルス感染症拡大が経済回復に影響を与えております。その様な状況にはありますが、当社の主要顧客である日系自動車メーカー及び自動車部品メーカーは、半導体不足の懸念はあるものの中国の急激な回復にも牽引されてメーカー及び地域によって多少差はありますが回復しております。

このような環境下、売上高は前期比15.1%減の31,661百万円となりました。営業利益は、売上高の減少が響き前期比50.5%減の1,095百万円、経常利益は前期比44.2%減の1,517百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比48.9%減の978百万円となりました。

セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
日本	17,078 百万円	45.8 %	14,409 百万円	45.5 %	△15.6 %
南北アメリカ	11,280	30.3	9,381	29.6	△16.8
中國	4,340	11.6	4,466	14.1	2.9
東南アジア／インド	4,575	12.3	3,403	10.8	△25.6
合計	37,274	100.0	31,661	100.0	△15.1

(日本)

主要顧客の稼動率はかなり回復しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による第1四半期の減収が大きく影響し前期比15.6%減の14,409百万円、セグメント利益は第3四半期までは損失ではありましたが前期比95.8%減の31百万円となりました。

(南北アメリカ)

自動車生産増加に伴う主要顧客の稼働率の回復及びアメリカのクオリケム社が新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けにくい業種の得意先が多いものの、上半期の落ち込みをカバーすることはできませんでした。その結果、売上高は前期比16.8%減の9,381百万円、セグメント利益は前期比32.9%減の661百万円となりました。

(中国)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響により1月、2月は大きく業績が落ち込みましたが、4月以降急激に回復したこともあります、売上高は前期とほぼ同額の4,466百万円、セグメント利益はコストの削減効果により前期比46.6%増の421百万円となりました。

(東南アジア／インド)

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響度合いによって拠点で多少ばらつきはありますが、マレーシアやインドネシアで実施している自動車購入時の減税効果もありセグメント全体としては回復基調にあります。その結果、売上高は前期比25.6%減の3,403百万円、セグメント利益は前期比41.6%減の346百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、生産設備の合理化・研究開発機能の充実・強化などを行い、全体で560百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが利益ある持続的な成長を実現するためには、南北アメリカ、中国、東南アジア/インドの成長地域での業績拡大及び国内事業の収益性の向上、さらに事業領域の拡大が必要と考えており、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

- ① グローバルでの販売力強化 (海外拠点での人員強化、販売網の整備及び強化)
- ② コア事業での競争力強化 (技術提案力の強化、顧客満足度・付加価値の向上)
- ③ グループ間の連携の強化
- ④ 戦略的投資 (M&A、アライアンス等)機会の追求
- ⑤ 次世代事業の創出

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第85期 (2017年度)	第86期 (2018年度)	第87期 (2019年度)	第88期 (2020年度)
売上高(百万円)	31,565	35,170	37,274	31,661
経常利益(百万円)	3,243	2,634	2,718	1,517
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,228	1,724	1,913	978
1株当たり当期純利益(円)	164.13	127.03	140.91	72.03
総資産(百万円)	43,683	48,958	47,320	48,369
純資産(百万円)	32,197	31,791	31,867	32,170

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第85期 (2017年度)	第86期 (2018年度)	第87期 (2019年度)	第88期 (2020年度)
売上高(百万円)	16,362	17,396	16,380	13,752
経常利益(百万円)	1,524	1,381	1,179	501
当期純利益(百万円)	1,244	1,111	996	489
1株当たり当期純利益(円)	91.64	81.84	73.41	36.05
総資産(百万円)	29,228	33,644	31,656	33,302
純資産(百万円)	20,745	20,699	20,156	20,981

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

名 称	資本金又は 出資金	当社の出資 比率 (%) (間接所有を含む)	主要な事業内容
(連結子会社)			
ユシロ・ロード・ロジスティクス(株)	37百万円	100.0	運送業
ユシロ・ゼネラルサービス(株)	20百万円	100.0	倉庫管理業
日本シー・ビー・ケミカル(株)	335百万円	100.0	化学薬品の製造販売等
ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.	5百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
クオリケム Inc.	3百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロドブラジルインダストリアケミカLtda.	5百万R\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロメキシコ S. A. de C. V.	9百万US\$	100.0	金属加工油剤の製造販売
上海尤希路化学工業有限公司	8百万US\$	55.0	金属加工油剤の製造販売
啓東尤希路化学工業有限公司	4百万US\$	55.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロマレーシア Sdn.Bhd.	6百万RM	100.0	金属加工油剤の製造販売
ユシロ(タイランド) Co.,Ltd.	142百万THB	87.4	金属加工油剤の製造販売
サイアムシー・ビー・ケミカル Co.,Ltd.	129百万THB	100.0	化学薬品の製造販売等
ユシロインディアカンパニーPvt.Ltd.	648百万Rs	99.9	金属加工油剤の製造販売
PT. ユシロ インドネシア	7百万US\$	85.0	金属加工油剤の製造販売
(持分法適用関連会社)			
汎宇化学工業(株)	9,438百万W	34.8	金属加工油剤の製造販売
(株)汎宇	4,721百万W	44.9	金属加工油剤の製造販売
三宣油化股份有限公司	29百万NT\$	37.5	金属加工油剤の製造販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

主要な事業内容は以下のとおりであります。

区分	主要な事業内容
日本	金属加工油剤の製造販売、化学薬品の製造販売等、ビルメンテナンス製品の製造販売
南北アメリカ	金属加工油剤の製造販売
中国	金属加工油剤の製造販売
東南アジア／インド	金属加工油剤の製造販売、化学薬品の製造販売等

(8) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

	名 称	所 在 地
当社	本 社 テクニカルセンター 神 奈 川 テ ク ニ カ ル セ ン タ イ 名 古 屋 テ ク ニ カ ル セ ン タ イ 工 場 兵 庫 工 場 富 士 工 場 支店・営業所 東 京 支 店 名 古 阪 支 店 大 海 支 店 北 道 営 業 所 東 北 営 業 所 北 関 東 営 業 所 浜 松 営 業 所 福 山 営 業 所 広 島 営 業 所 九 州 営 業 所	東京都大田区 神奈川県高座郡寒川町 愛知県名古屋市 兵庫県神崎郡福崎町 静岡県駿東郡小山町 東京都大田区 愛知県名古屋市 大阪府枚方市 北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県小山市 静岡県浜松市 広島県福山市 広島県広島市 福岡県福岡市
連結子会社	ユ シ ロ 運 送 (株) ユシロ・ゼネラルサービス(株) 日 本 シ ー ・ ビ ー ・ ケ ミ カ ル (株) ユシロマニュファクチャリングアメリカInc. ク オ リ ケ ム Inc. ユシロドブラジルインダストリアケミカLtda. ユシロメキシコ S. A. de C. V. 上 海 尤 希 路 化 学 工 業 有 限 公 司 啓 東 尤 希 路 化 学 工 業 有 限 公 司 ユシロマレーシア Sdn.Bhd. ユシロ(タイランド)Co.,Ltd. サイアムシー・ビー・ケミカルCo.,Ltd. ユシロインディアカンパニー Pvt.Ltd. PT. ユシロインドネシア	静岡県駿東郡小山町 静岡県駿東郡小山町 東京都品川区 米国インディアナ州シェルビービル市 米国バージニア州セイラム市 ブラジル国サンパウロ州カサパバ市 メキシコ国グアナファト州 中国上海市宝山区 中国江蘇省啓東市 マレーシア国セランゴール州プチョン タイ国チョンブリ県 タイ国チョンブリ県 インド国ハリヤナ州グルグラム インドネシア国西ジャワ州カラワン県
持分法適用関連会社	汎 宇 化 学 工 業 (株) (株) 汎 宇 三 宜 油 化 股 份 有 限 公 司	韩国ソウル特別市 韩国ソウル特别市 台湾台北市

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

区分	従業員数(名)	前期末比増減数(名)
日本	439	+8
南北アメリカ	234	△1
中国	172	△29
東南アジア／インド	149	△1
合計	994	△23

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高 百万円
株式会社三井住友銀行	3,261
株式会社三菱UFJ銀行	2,178
株式会社みずほ銀行	618
日本生命保険相互会社	347
株式会社横浜銀行	266
株式会社静岡銀行	40
三井住友信託銀行株式会社	20

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,180,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,585,947株 (自己株式 314,118株を除く)
- (3) 株主数 4,343名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本生命保険相互会社	1,057	7.78
ユシロ化学工業取引先持株会	908	6.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	730	5.37
株式会社三井住友銀行	622	4.58
スズキ株式会社	549	4.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	474	3.49
ユシロ化学工業従業員持株会	375	2.76
株式会社三菱UFJ銀行	316	2.32
三井住友海上火災保険株式会社	286	2.10
ビーエイチペストンホールディングスモーラキャピタライゼーションファンド620065	274	2.01

(注) 1 千株未満は切り捨てて表示しております。

2 当社は、自己株式314,118株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

株式保有を通じて当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式を交付しております。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	5 千株	4 名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大胡 栄一	
常務取締役	有坂 昌規	営業統括本部長 アセアン・インド統括責任者
常務取締役	菊池 慎吾	コーポレート統括本部長
取締役	石川 拓哉	南北アメリカ統括責任者 ユシロマニュファクチャリングアメリカInc.社長CEO クオリケムInc.CEO
取締役	高橋 誠司	研究本部長兼テクニカルセンター長
取締役	中野 雅文	(株)日本能率協会コンサルティング TPMコンサルティング事業本部 プロフェッショナルアドバイザー TPMコンサルタント
取締役 (監査等委員)	飯塚 佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー弁護士 日新製糖(株)社外取締役 (株)キユーソー流通システム社外監査役
取締役 (監査等委員)	小柴 美樹	小柴公認会計士事務所所長、公認会計士 (株)EduLab社外監査役
取締役 (監査等委員)	山崎 敏男	

- (注) 1 取締役の中野雅文、飯塚佳都子及び小柴美樹の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山崎敏男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3 監査等委員小柴美樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 当社は、取締役の中野雅文、飯塚佳都子及び小柴美樹の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間において、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める金額であります。

(3) 役員等賠償責任保険（D & O保険）契約に関する事項

①被保険者の範囲

当社及び当社の国内外全ての子会社（但し、ブラジルの子会社を除く）の全ての取締役。

②保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D & O保険）を保険会社との間で締結しております。これは、役員等が直面する損害賠償リスクを低減し、役員等が委縮することなく経営に専念することを目的としております。保険料は、当社が全額負担しております。

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれない措置を講じております。

なお、当事業年度において、本保険契約の対象となる損害賠償請求を受けた実績はございません。

(4) 非金銭報酬等の内容

当該報酬の内容及びその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務の執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(5) 取締役の報酬等

①取締役の報酬額等の決定に関する基本方針

当社取締役会は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の報酬額等の決定に関する基本方針について決議しております。

当社取締役の報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上のモチベーションを高め、当社企業グループ総体の価値の増大に資するものを基本方針としております。また、更なる企業価値向上を目指し、株主様と目線を合わせ、株主利益と連動させるために、株式報酬も取締役報酬の一部として今後も付与して

いく方針です。

②基本報酬（金銭報酬）の取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬であり、過去の支給実績、役位、個々の職責、在任期間、他社水準及び会社業績等を総合勘案し決定します。

③業績運動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、金銭報酬の業績運動報酬等の導入については今後の検討課題とし、導入する際は株主総会に付議し、金銭報酬の承認を得る方針です。非金銭報酬等は、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役を対象とし、譲渡制限付株式を割り当てるもので、昨年の第87回定時株主総会で承認された条件と内容です。これを今後も継続する方針です。尚、譲渡制限付株式の割当は、第87回定時株主総会で承認された上限を超えない限り7月の取締役会で決定致します。

④取締役（監査等委員取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の個別の取締役の報酬の決定につきましては、透明性を確保しつつ、公正かつ適正に決定するために、任意の報酬委員会を設置し、中長期業績、経済情勢、役位、在任年数、他社動向、過去の支給実績等を勘案し、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬案を当該委員会で協議作成し、取締役会で承認を得て決定します。

翌事業年度の取締役個人別の報酬等の内容の決定については、2021年2月16日開催の取締役会にて導入を決定した報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上、株主総会で承認を受けた全取締役の報酬限度額内で個人別の報酬案を協議作成し、その報酬案を基に取締役会にて決定する予定です。

⑤取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第83回定時株主総会において年額2億6千万円以内（うち社外取締役3千万円以内）と決議されております。（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第87回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額6千万円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第83回定時株主総会において年額6千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役の個人別の報酬額の決定は、取締役会の決議により代表取締役 大胡栄一に委任し、代表取締役が株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々の職責及び実績、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、その決定を行っております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。

⑦取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数（人）
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	171 (12)	146 (12)	5 (-)	19 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	36 (19)	35 (19)	-	0 (-)	4 (3)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。
 2 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
 3 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 4 上記支給人員及び報酬等の額には、2020年6月24日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、監査等委員である取締役（社外取締役）1名を含んでおります。
 5 上記支給額のほか、2020年6月24日開催の第87回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を退任取締役1名に対し22百万円支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額22百万円が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役の重要な兼職先は、42頁「3. 会社役員に関する事項(1)取締役に関する事項」に記載のとおりであります。

なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況及び発言状況
中野雅文	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回出席し、経験豊富な経営者の観点から当社の経営上有用な発言を行っております。

③ 社外取締役（監査等委員）の当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況及び発言状況
飯塚佳都子	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回、監査等委員会には18回中18回出席し、法曹界での豊富な経験と専門的見地から有用な発言を行っております。
小柴美樹	当事業年度に開催された取締役会に17回中17回、監査等委員会には18回中18回出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から有用な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額としては、これらの合計額を記載しております。
- 2 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度における会計監査の職務執行状況、及び報酬見積の算出根拠などについて必要な検証を行い、それらについて十分性を確認いたしました。

その上で、財務部等の社内関係部署からの報告を含めて報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人が所要の監査体制と監査時間を確保し適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、監査等委員会の決定に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年6月24日開催の取締役会において、以下の「内部統制システムの基本方針」を決議しております。

① 当社経営理念

当社は創業以来70有余年、「共々の道」という理念を掲げ、事業に取り組んでおります。これは、企業は社会と共に、お客様と共に、さらには社員と共に歩んでこそ株主に繋がる皆様のためになり、企業価値向上に繋がるという考えであります。

この不易の理念を踏まえ、当社は次の三つの経営理念を定めております。

- (a) お客様に最良の商品とサービスを提供する。
- (b) 事業の発展を通じ、企業価値の永続的な向上を図る。
- (c) 社員が思う存分にその能力を發揮できる活力ある職場を作る。

② 内部統制システムの基本方針

- (a) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「ユシログループ企業行動憲章」を制定し、「倫理規範」及び「行動基準」等の規定を定める。
 - (ロ) 当社の監査等委員及び監査室は、当社及び当社子会社に対する監査を実施する。
 - (ハ) 内部統制委員会の中にコンプライアンス諮問機関を設置し、各部署及び当社グループの各社にコンプライアンス担当者及び責任者を配置することにより、コンプライアンス活動を推進する。
- (二) 各部署の業務や使用人の役職等に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (ホ) 外部の専用通報窓口に直接通報することができる内部通報制度を整備し、不祥事の未然防止及び早期発見を図る。
- (ヘ) 当社及び当社子会社は、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求拒絶の姿勢を明確にし、これらを徹底する。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録のほか、各取締役が稟議規定等に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規定に従い、文書又は電磁的記録として、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧することができる。

(c) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(イ) 当社及び当社子会社の経営上の重要事項に関して、取締役会規定等に基づき当社の取締役会その他の重要な会議に付議し、リスクを評価、検討した上で決定する。

(ロ) リスク管理に関する取り組みを推進する担当役員を任命し、当該担当役員を中心には、リスク情報を収集・評価し、重大なリスクについては速やかに担当部門に対策を指示すると共に、その進捗状況をモニタリングする。

(ハ) 大規模自然災害や新型感染症等の会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える不測の事態や危機の発生に備え、「事業継続計画（B C P）」を定め、これを当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知し、事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。

(d) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、将来の事業環境を踏まえ、三事業年度を期間とするグループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、事業年度ごとに予算を立案し、全社的な目標を設定する。当社の各部門は、当該目標達成に向けた具体的目標を事業年度ごとに立案し、これを実行する。

(ロ) 当社は、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるため、当社取締役会により策定された中期経営計画に基づき、当社子会社ごとの業績目標と予算の設定を行い、その進捗等を管理すると共に、当社から当社子会社に対して助言・指導等を行う。

(ハ) 当社は、毎月1回定期例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督を行うと共に、監査等委員は、監査等委員でない取締役の職務執行を監査・監督する。

(二) 取締役会の機能強化及び経営効率の向上を図るために、業務執行取締役及び執行役員は、情報共有と意見交換を目的とした会議を月1回以上開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項について十分な討議を行う。

- (ホ) 当社は、取締役会の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規定のほか、組織規定等を制定すると共に、社内規定に基づいて権限の委譲を行い、取締役が職務を効率的に執行できるようにする。
- (e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社子会社の経営について、その自主性を尊重しつつも、当社子会社の経営上の重要事項に関しては、「親子会社間の承認・報告に関する規定」に基づき当社取締役会の事前承認又は当社取締役会への報告等を求めると共に、当社子会社から事業計画及び業務執行の状況等の報告を定期的に受け、当社子会社の業務の適正性を確認する。
- (ロ) 監査等委員及び監査室は、当社子会社の監査及び調査を実施する。
- (ハ) 当社子会社に対する当社の企業行動憲章、倫理規範及び行動基準等の周知徹底に努め、当社の企業倫理及びコンプライアンスの教育・啓蒙・浸透を図る。
- (二) 当社子会社における品質、災害、環境、情報漏洩等のリスクを管理し、そのリスクに対し的確に対応できる体制を整える。
- (f) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会の職務は、監査室がこれを補助する。監査室の使用人の人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を要するものとすると共に、人事考課は監査等委員会が行うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- (ロ) 監査室は、監査等委員会直属の部門とし、監査室の使用人は、監査等委員会の指揮命令に従う。
- (g) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (イ) 監査等委員でない取締役は、取締役会において、担当業務の執行状況について定期的に報告する。
- (ロ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員又は監査室が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、当該調査等に適切に協力する。
- (ハ) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある

る事実が発見された場合、監査等委員会に対して直ちに報告する。

(二) 監査室及び内部統制部門は、監査等委員会に対して、当社及び当社子会社の内部監査の進捗、結果その他活動状況について定期的に報告する。

(ホ) 当社及び当社子会社の内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について、監査等委員会に対して適宜報告する。

(ヒ) 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して周知徹底する。

(イ) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行に必要となる費用を請求したときは、担当部署において審議の上、適切かつ迅速にこれに応じるものとする。

(ロ) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員会は、代表取締役及び役付取締役並びに会計監査人と意見交換する。

(ロ) 当社は、監査等委員会が、監査等委員の職務の執行のために必要な外部専門家の利用を求めた場合、その費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2016年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役の職務執行の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

(ア) 「ユシログループ企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長のコミットメントを宣言するとともに、当社ならびに子会社に周知・展開し、これを実践しております。

(イ) 取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を含む）による自己評価に基づく取締役会の実効性の分析・評価を年1回行っています。

(カ) 取締役と執行役員は、取締役会以外に最低月1回集合し、情報共有と意見交換を行

い、職務の執行を迅速かつ効率的に行うようにしています。

(d) 内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の推進、コンプライアンス体制の整備と推進、リスク管理体制の整備と推進を進めています。

(e) 「財務報告に係る内部統制」については、財務部長をプロジェクトマネージャーとし、重要な業務プロセスについて9名のプロセスオーナーと事務局1名を選任し運用しています。また、「財務報告に係る内部統制システム」の内部監査については7名の内部監査人と内部監査人兼事務局1名を選任し監査を行っています。

② コンプライアンス体制

(a) コンプライアンスに係る教育について、新たに入社した使用人に対する研修の一環としてコンプライアンス研修を実施いたしました。また、すでに導入しているe-ラーニングシステムを利用し、使用人それぞれの職制に応じた研修コースを計画的に受講させ、コンプライアンスの啓発を推進しております。

(b) 内部通報制度としては「内部通報制度運用規定」を制定し、社内通報窓口「社長ホットライン」と、匿名性が担保できる社外窓口として「ユシロヘルpline」及び「監査等委員直通ホットライン」を設置し運用しています。

③ リスク管理体制

2011年度に実施したリスクアセスメントに基づき、影響の大きい30のリスクをコントロールするための活動を継続しています。また、このリスクアセスメントにて抽出された情報セキュリティ・リスクについて、「情報セキュリティ基本方針」に基づき「情報資産脆弱性一覧」を作成し、リスクを低減するための対策を継続しています。また、当事業年度は全事業所、事業継続計画（B C P）に基づき安否確認システムの訓練を行いました。

④ 子会社の業務の適正の確保

(a) 国内外の子会社に対し、その取締役及び使用人等が法令及び定款に従って職務を執行していることを定期的に調査・確認しております。

(b) 「親子会社間の報告・承認規定」に定められた子会社の重要事項について、子会社は当社の取締役または取締役会の承認を受ける、または当社の取締役または取締役会へ報告する体制を整備しています。

(c) 当事業年度は営業企画部を中心に、各子会社への営業支援及び生産技術支援を行い、事業展開の強化と管理を行いました。また、連結決算の正確性の確保、早期化のため財務部員が子会社の連結パッケージ作成の指導を行いました。

(d) 当社と子会社間の取引については、取引価格基準を決め、親子関係を利用した利益移転等を自主的に規制し、公正な価格での取引を推進しています。

⑤ 監査等委員会による監査に関する取り組み

当社は監査等委員会設置会社であり、毎年国内全事業所と全事業部門ならびに国内子会社について往査またはリモート監査を実施しています。当事業年度はこれらに加えてマレーシア及びインドネシアにある子会社についてリモート監査を実施し、経営者との情報交換・意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主や対象会社が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大規模買付提案に係る条件よりも有利な条件をもたらすために大規模買付提案者との協議・交渉を行うことを必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

当社は、自動車業界とその関連業界及びビルメンテナンス業界に対して高品質の製品と技術サービスを提供することで、ユーザー各社から高い信頼を得ている専業メーカーです。特に主力となる金属加工油剤関連事業においては、主要ユーザーである自動車業界の海外進出にもグループ各社を通じて対応する等国内外において展開を拡大しつつあります。これらを踏まえ、当社は、当社の企業価値の源泉が、長年にわたって独自に蓄積してきたノウハウ及び株主の皆様、従業員、取引先、顧客、地域社会、その他の当社の利害関係者との良好な関係性にあると考えております。したがって、大規模買付行為を行う者が、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらを中期的に確保し、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損

されることになります。

当社は、このような当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

なお、事業報告に記載すべき会社法施行規則第118条第3号口に掲げる事項については、本定時株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第3号議案（11項から31項）及び当社ホームページをご参照ください。

（https://www.yushiro.co.jp/app/news_view.php?id=ay）

② 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、まさに上記当社の基本方針に沿うものです。特に本プランについては経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足していること、第85回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び取締役の任期は1年であり、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性の高い企業価値諮問委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず企業価値諮問委員会の判断を経ることが必要とされていること、企業価値諮問委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客觀性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（4） 剰余金の配当等の決定に関する方針

企業価値向上と持続的な成長に繋がる投資を優先的に実行することが結果としてステークホルダー共通の利益に資する考えに加え、株主に対する利益還元についても経営の重要な施策とし、安定的・持続的に配当を行うことを方針とし配当性向を30%以上とします。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき23円とさせていただきます。また、中間期において、中間配当金1株につき15円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき38円となります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定める旨を定款第33条に定めております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	19,330	流动負債	9,758
現金及び預金	8,077	支払手形及び購入債	3,554
受取手形及び売掛金	6,723	短期借入債	3,411
受取製品	1,518	未払法人税	31
販賣用備品	24	未払消費税	1,005
半原貯蔵品	107	未払法人税	117
そ貸倒引当	2,378	未払消費税	105
固定資産	43	賞与引当	396
有形固定資産	471	員賞引当	9
建物及び構築物	△14	固定资产負債	1,126
機械装置	29,039	定期借入債	6,441
工具、器具及	11,325	長期借入債	3,428
土り一設資本	4,308	繰延税金	63
無形固定資産	1,391	退職給付に係る負担	1,316
の顧客関連資	378	役員退職慰労引当	1,234
の技術商借	5,137	資産預りの保証金	146
のフリートウエ	87	資産預りの債券証	20
投資その他の資産	22	の純資産	182
投資有価証券	5,201	の合計	49
投長退職給付	1,871	の部	
の保険積立	1,754	株主資本	32,684
の貸倒引当	567	資本剰余金	4,249
資産合計	497	益剰余金	4,014
	367	自己株式	24,835
	130	その他包括利益累計額	△415
	13	その他有価証券評価差額金	△2,550
	12,511	為替換算調整勘定	1,649
	10,784	退職給付に係る調整累計額	△4,129
	65	非支配株主持分	△70
	154	の純資産合計	2,037
	92	の合計	32,170
	644		
	785		
	△15		
	48,369	の純資産合計	48,369

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	31,661
売 上 原 価	21,809
売 上 総 利 益	9,851
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,755
営 業 利 益	1,095
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	124
助 成 金 収 入	175
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	174
そ の 他	88
営 業 外 費 用	563
支 払 利 息	46
為 替 差 損	12
そ の 他	81
営 業 常 利 益	141
特 別 利 益	1,517
投 資 有 価 証 券 売 却 益	55
事 業 譲 渡 益	51
特 別 損 失	106
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	65
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	65
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,557
法 人 税 等 調 整 額	408
当 期 純 利 益	△74
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	334
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,223
	245
	978

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	8,100	流动負債	7,478
現金及び預金	2,366	支払手形	234
受取手形	702	短期借入金	2,529
売掛金	2,989	年内返済予定の長期借入金	2,490
関係会社短期貸付	170	一括償還債務	867
商品及び製品	544	未払法人預り金	16
半成品及半製品	98	未払法人税引当額	410
原材料及び貯蔵品	668	未徴収業者引当額	22
そその他の資産	559	未徴収人預り金	431
倒引當	△0	その他	324
			152
固定資産	25,202	固定負債	4,841
有形固定資産	6,135	期一給付引当金	3,375
建物	1,428	長引退職員引当金	45
構築物	328	機械装置及び運搬備	814
機械装置及び工具、器具	310	工具、器具引当金	138
工器具	256	長資産除去引当金	48
土建	3,745	長資産預り保証金	13
一設資本	56	長資産税引当金	182
無形固定資産	8	無形資産税引当金	224
ソフトウエア	123	合計	12,320
その他	111		
投資その他の資産	18,943	純資産の部	
投資有価証券	4,221	株主資本	19,338
関係会社出資	12,294	資本剰余金	4,249
関係会社長期貸付	1,100	本益剰余金	3,994
従業員に対する長期貸付	415	準備金	3,994
破産更生債権等	1	益の他利潤	11,510
長期前払費用	1	の利益	394
長期保険積立	56	特別積立	11,115
長期差入保証料	644	越利	376
前払年金費	12	自己株式	6,400
そ貸倒引當	154	評価・換算差額等	4,338
	52	その他有価証券評価差額金	△415
	△11	合計	1,643
資産合計	33,302	純資産合計	1,643
		合計	20,981
		合計	33,302

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	13,752
売 上 原 価	10,232
売 上 総 利 益	3,519
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,831
営 業 損 失	311
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	812
家 賃 ・ 施 設 賃 貸 収 入	11
為 替 差 益	2
そ の 他	56
	882
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	35
そ の 他	33
	69
経 常 利 益	501
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	55
特 別 損 失	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	65
税 引 前 当 期 純 利 益	490
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48
法 人 税 等 調 整 額	△47
当 期 純 利 益	1
	489

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

ユシロ化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤英之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユシロ化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユシロ化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

ユシロ化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤英之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユシロ化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

ユシロ化学工業株式会社	監査等委員会
監 査 等 委 員	飯 塚 佳都子 ㊞
監 査 等 委 員	小 柴 美 樹 ㊞
常勤監査等委員	山 崎 敏 男 ㊞

（注）監査等委員飯塚佳都子、小柴美樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

- ・例年、当社役員が株主の皆様と直接対話させていただく貴重な機会として株主総会終了後に開催しております株主懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に引き続き中止とさせていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場の座席は、通常より間隔を広げて設置いたします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会の議事は簡略化し、時間を短縮する予定です。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。

皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます

株主総会会場ご案内略図

場所 品川プリンスホテル メインタワー
32階「アクアマリン32」
東京都港区高輪4丁目10番30号



[交通]

- ・JR「品川」駅（高輪口）または京浜急行「品川」駅下車 徒歩：約3分

[お願い]

- ・当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで32階までお越しください。お手荷物等は2階クローケにお預けください。なお、当日の受付は32階の会場受付で行います。
- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

